乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和７年12月定例会
常任委員会資料
（こども部）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

概要	保育所等に通っていない満３歳未満のお子さんが、保護者の就労要件を問わず、毎月一定時間、保育所・認定こども園・幼稚園等に通うことができる通園制度。
目的	こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。

○　対象者

①　０歳６か月から満３歳未満
②　郡山市に住民票がある
③　保育所等に通っていない

○　利用時間

１か月当たり10時間

○　期待される効果

・<u>こども</u>：家族以外の人や他のこどもとの関わりが、他者への興味の広がりや、成長発達に資する経験となる。
・<u>保護者</u>：専門職（保育士等）への相談や関わりが、育児負担の軽減や孤独感の解消につながる。

事業の経過・予定について

	2024（R6）年度	2025（R7）年度	2026（R8）年度
国	・児童福祉法及び子ども・子育て支援法を改正し、法制化 ・認可基準の内閣府令を発出	「地域子ども・子育て支援事業」（国庫補助事業）の一つとして、乳児等通園支援事業を開始	子ども・子育て支援法に基づく新たな「乳児等通園支援給付」が開始
市	【試行的事業】 本格実施を見据えた試行的事業を市内８施設にて実施	【補助事業】 ・実施施設を公募し「認可」 ・認可施設において事業を開始 ・2026年度の給付制度開始に向け、対象施設を給付制度実施施設として「確認」	【本格実施】 ・保護者からの申請に基づき、市が給付認定 （給付＝利用する権利の付与） ・保護者は、当該事業を利用 （給付を受ける）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和７年12月定例会
常任委員会資料
（こども部）

令和６年度の試行的事業について

- こども家庭庁に応募し、試行的事業を実施（全国118市町村、県内６市町）
  ※県内６市町：郡山市・福島市・白河市・南相馬市・伊達市・南会津町
- 本市で公募した市内８施設にて、令和６年７月１日から令和７年３月31日まで実施
- 利用定員：１歳児３名、２歳児54名（合計57名）

試行的事業実施施設

安積町つつみ幼稚園	大槻中央幼稚園
こはらだ幼稚園	たから幼稚園
田村町つつみ幼稚園	富久山幼稚園
富久山西幼稚園	わかば幼稚園

成果と課題（令和６年度の利用者・事業者へのアンケート等の結果より）

	利用者	事業者
成果	・高い満足度 ・家庭とは異なる経験、家族以外との関わり ・保育士との交流	・新たな家庭とのつながり ・施設の認知度向上 ・在園児の意識に変化
課題	・利用方法や利用可能施設の周知 ・施設の予約方法等の利便性 ・利用時間や対象年齢等の制限	・制度自体の認知度向上 ・人員の配置、給食の提供等の調整 ・信頼関係の構築

試行的事業においては、利用者・事業者から、概ね肯定的な評価を得られた。
その一方で、制度自体の認知度の低さや利用方法・利用時間等の課題が明らかになった。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和７年12月定例会
常任委員会資料
（こども部）

制度の認知向上に向けて

広報活動

- 広報用ポスター
  公共施設・小児科等へ約220枚配付
- 広報用チラシ
  市民課窓口に設置、こんにちは赤ちゃん訪問にて０歳児を対象に配付、０歳児養育支援給付金申請案内に同封
- 市広報
  広報こおりやま・市SNSへの掲載、郡山市週間トピックスで放送　等

会議等における制度説明

- 関係団体への説明
  郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会定期総会、認可保育所長会議

制度の課題解決に向けて

国への要望

- 月10時間の利用時間の上限を拡充すること
- 対象年齢を満３歳に到達した年度末まで利用可能とすること
- 物価・人件費の高騰も踏まえた財源確保及び公定価格の増額

中核市市長会や東北市長会を通じ要望しているほか、市長がこども家庭庁に直接訪問するなど、国に対し、重ねて要望を行った。

令和７年度の事業実施について

- 令和７年４月１日より公立保育所１施設で開始
- 令和７年４月より公募し、私立保育施設等10施設で実施。
  ７月１日　私立保育所等９施設を認可
  ９月１日　私立認可外保育施設１施設を認可
- 利用定員：０歳児８名、１歳児11名、２歳児29名（合計48名）

４月１日～　鶴見坦保育所

７月１日～

安積町つつみ幼稚園	安積幼稚園
大槻中央幼稚園	こはらだ幼稚園
田村町つつみ幼稚園	中町はなさと保育園
並木幼稚園	みどり幼稚園
わかば幼稚園	

９月１日～　コスモキッズガーデン

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和７年12月定例会
常任委員会資料
（こども部）

令和６年度及び令和７年度の実績について

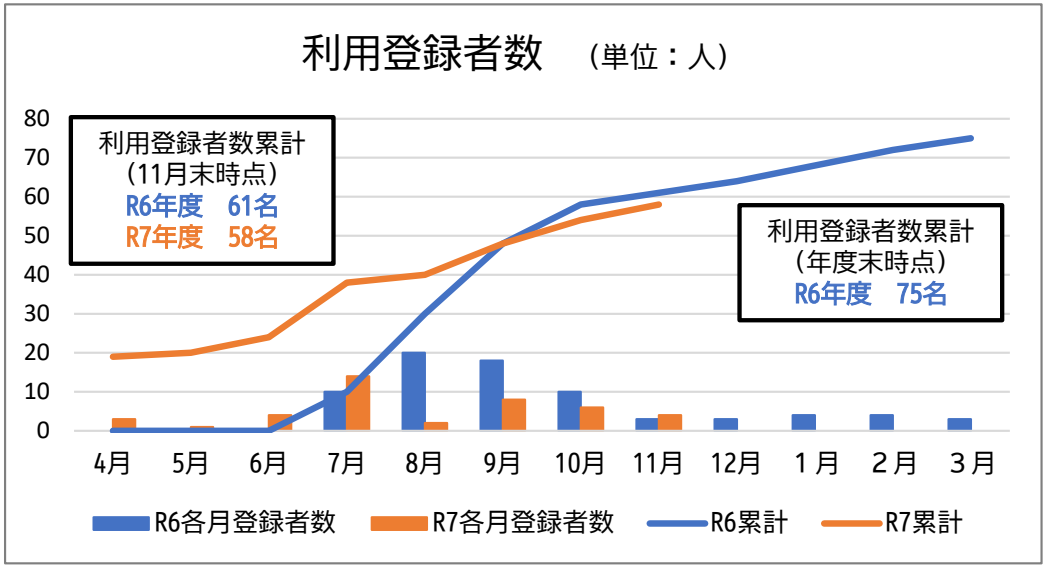

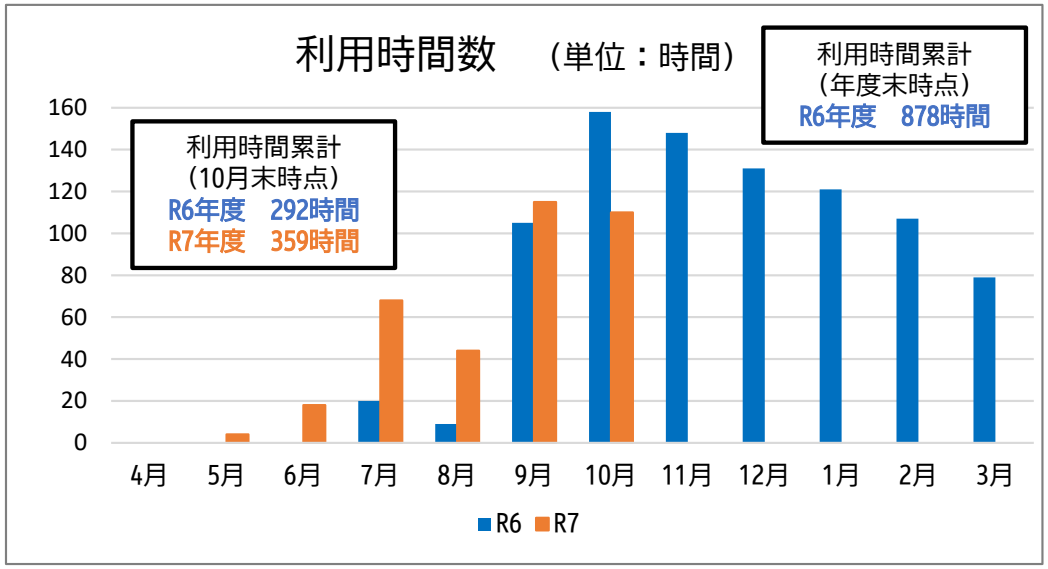

令和６年度と令和７年度の比較

- 利用登録者数は、８月・９月・10月のいずれにおいても、令和６年度の方が、令和７年度よりも各月の登録者数が多い。
- 利用時間数は、10月分の利用時間数が令和６年度（158時間）と令和７年度（110時間）とで、大きく差が生じている。

＜令和６年度の取組み＞
８月に２歳児を対象としたプッシュ型周知の発送を実施

- 令和６年８月から10月までの利用登録者数の増
- 令和６年９月以降の利用時間数の増

今後に向けて

- これまでの広報活動（SNS掲載・広報こおりやま等の活用）を引き続き実施する。
- さらなる利用登録者数の増へ向け、１歳児を対象としたプッシュ型周知を実施する。
- 令和８年度の本格実施に向けた制度構築及び手続き、実施事業者への説明等を実施する。

※今後、年度末にかけてこども家庭庁より発出される通知等を注視し、対応を進めていく。